

別記2

総合評価点算定基準（簡易型 農業土木関係）農政部試行

1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、以下すべてを満たす者について、次の算式により算定する。

- ①入札書が無効でない者
- ②予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）
- ③施工計画書評価項目の点数の合計が0点でない者
- ④施工計画の評価項目に未記入がない者

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点}$$

2 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = 85 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

〔小数点以下第4位を四捨五入〕

(2) 入札価格は各入札者の入札金額とし、入札価格及び予定価格は、いずれも消費税を含まないものにより算定する。

3 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は15点満点とし、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）について、次の評価点算定基準に基づき算定した評価点の合計とする。

簡易型総合評価落札方式（農業土木関係）評価点算定基準 農政部試行

【企業関係評価項目】

簡易型一表 1

評価項目	配点	評価基準	評価点
①企業工事成績評定 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（〇〇〇〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	3.0点	80点以上	3.0点
		65点を超え80点未満	(平均値-65) ×3.0/15点 <small>[小数点以下第4位四捨五入]</small>
		65点以下	0点
②企業の施工実績 評価対象工事を元請けとして施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。 ※「4」に要件を記入する。	1.5点	5年以内の実績あり	1.5点
		5年を超える実績あり	1.0点
		実績なし	0点
③企業の優良工事の受賞 入札日の属する年度の前々年度及び前年度の群馬県優良建設工事表彰の受賞（特定建設工事共同企業体の構成員としての受賞を含む。）の有無により評価する。	1.0点	知事表彰あり	1.0点
		部長・所長表彰等あり	0.5点
		なし	0点
④ISOの認証取得 入札日現在有効な、ISO9001、ISO14001の認証取得の有無により評価する。	0.5点	ISO9001、ISO14001の両方を取得	0.5点
		ISO9001 又は ISO14001のいずれかを取得	0.3点
		なし	0点
⑤災害時等の地域貢献 入札日現在における、群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定等（特定家畜伝染病に関する細目協定を含む）の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去3年間（特定家畜伝染病に関する細目協定締結の場合は10年間）、及び当該年度においては評価項目算定資料提出日までの間に、災害時の応急対応等群馬県が管理する社会資本の維持管理に対し、緊急な出動の有無、特定家畜伝染病に関する細目協定による県からの要請に基づく現地調査等の準備工若しくは防疫作業に関する出動により評価する。	0.5点	締結あり	0.5点
		締結なし	0点
	1.0点	当該発注工事箇所が存する土木事務所管内における緊急な出動あり、あるいは特定家畜伝染病の本格的な防疫作業における出動あり	1.0点
		群馬県内（当該発注工事箇所が存する土木事務所管内を除く）における緊急な出動あり、あるいは特定家畜伝染病の現地調査等の準備工事等における出動あり	0.5点
		出動なし	0点
⑥地域活動の実績	0.5点	あり	0.5点

入札日の属する年度の前年度及び当該年度においては入札公告等の日までの間に、群馬県が管理する社会資本（道路、河川等）の除草、清掃等の社会資本の維持管理に関するボランティア、除雪作業、森林整備ボランティア活動、多面的機能支払活動へのボランティアの有無により評価する。		なし	0点
⑦県内企業の下請活用 1件100万円以上の県内企業との1次下請負契約の金額が1次下請負契約の総額に占める割合により評価する。	1.0点	下請負の80%以上の金額を県内企業が占める場合	1.0点
		下請負の50%以上80%未満の金額を県内企業が占める場合	0.5点
		上記以外	0点
小計	9.0点		

※⑦において「1次下請負契約」とは、元請負者（落札者）が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約をいう。

※⑦において「1件100万円以上」とは、税込金額をいう。

※⑦において県内企業とは、建設業法に基づき許可を受けた本店が群馬県内にある建設業者をいう。

※⑦において元請負者（落札者）が県内企業であって、自社施工率が80%以上の場合の評価点は1点とする。

【技術者関係評価項目】

簡易型一表2

評価項目	配点	評価基準	評価点
⑧配置予定技術者工事成績評定 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の対象工事に該当する、群馬県（知事部局）発注工事の種類別（○○○〇工事）工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の <u>最高</u> 点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。	2.0点	80点以上	2.0点
		75点以上80点未満	1.5点
		70点以上75点未満	1.0点
		65点を超え70点未満	0.5点
		65点以下	0点
⑨配置予定技術者の施工経験 評価対象工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 評価対象工事は、「4」の要件による。	1.0点	5年以内の実績あり	1.0点
		5年を超える実績あり	0.5点
		経験なし	0点
⑩施工計画の評価 別表の施工計画評価項目により評価する。	3.0点	優	3.0点
		良	2.0点
		可	1.0点
		不可	0点
		施工計画評価項目（表3）の点数の合計が0点、評価項目に未記入がある	欠格
小計	6.0点		
合計	15.0点		

4 価格以外の評価項目における評価対象工事は、次の条件に該当する工事とする。

(記載例) ※記入すること。原則、過去10年間とする。
平成〇〇年以降に、群馬県内において完成引き渡し完了した、国、県、(旧)日本
道路公団発注の橋長が〇m以上で〇車線以上、設計荷重〇〇以上の現場打ち鉄筋コンク
リート構造の道路橋下部工工事

5 評価項目算定資料については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として
 することができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び施工計画等について提出
 を求める評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとす
 る。

配置予定技術者の工事成績評定、施工経験、及び施工計画の評価点は、最も低い評
 価を受けた者をもって算定する。

(2) 工事成績評定(企業項目①、技術者項目⑧)については、平成〇〇年4月1日か
 ら平成〇〇年3月31日までに竣工した、□□□□工事とする。

なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、発注機関に確認
 することができる。

※〇〇(年度)、□□□□(工事種別：土木一式、鋼構造物等)を記入する。

(3) 企業の施工実績及び配置予定技術者の施工経験(企業項目②、技術者項目⑨)につ
 いては、原則、過去10年間とする。

【施工計画評価項目】

簡易型一表3

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評 価 者 A	評 価 者 B	評 価 者 C	小 計
①現場環境の把握	地形、地質、気象条件、交通状況及び周辺施設等の現場状況についての把握度を評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確でやや優れる	2点				
		内容が的確である	1点				
		的確でない	0点				
②施工上の留意点	現場環境条件及び工事内容から安全対策等、留意すべき事項の的確性について評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確でやや優れる	2点				
		内容が的確である	1点				
		的確でない	0点				
③現場における創意工夫	留意すべき事項と創意工夫との関連性及び創意工夫に関する的確性について評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確でやや優れる	2点				
		内容が的確である	1点				
		的確でない	0点				
④技術力の向上における取り組み	業務に関連する資格取得状況	6-1に示す資格を取得し、かつCPDの取り組みあり	3点	/			
		6-1に示す資格を取得	2点				

		6-2に示す資格を取得	1点				
		なし	0点				
⑤〇〇〇 ※特別、求めたい内容があれば追加可。	〇〇〇の的確性について評価	内容が的確で優れる	3点				
		内容が的確でやや優れる	2点				
		内容が的確である	1点				
		的確でない	0点				
小計							
合計							

評価	合計点数	
	4項目の場合(原則)	5項目の場合
優	23点～30点	30点～39点
良	16点～22点	20点～29点
可	10点～15点	12点～19点
不可	1点～9点	1点～11点
欠格	0点	0点
	評価項目に未記入がある	評価項目に未記入がある

※原則、4項目とする。ただし、現場条件に応じ、特別求めたい内容があれば⑤を追加、5項目とすることも可とする。

- (4) 技術者数については、3ヶ月以上継続して雇用している職員により評価する。
これを証する書類は、健康保険被保険者証（所属建設業者名が記載されているもの）の写しに限るものとする。
- (5) 企業の優良工事の受賞の「部長・所長表彰等」については、群馬県が執行した建設工事等の知事表彰を除く表彰すべてを対象とする。
- (6) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (7) 災害時等の地域貢献の緊急な出動には、管内一円業務及び除雪作業によるものも含む。
- (8) 地域活動の実績におけるボランティアについては、会社として行っているものを対象とする。職制を離れ、個人として参加したボランティアについては対象外とする。
- (9) 施工計画については、配置予定技術者の技術力に着目し評価を行うものであり、当該技術者の過去の工事経験から、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について当該技術者が作成するものとする。なお、必要に応じ施工計画に関するヒアリングを実施するものとする。
- (10) 施工計画評価項目④技術力の向上における取組みにおいて、評価の対象となるCPDは、以下のものとする。
 - ・(社)全国土木施工管理技士会
 - ・(社)日本技術士会

該当する場合は、各会が発行する証明書の写しを添付すること。
この場合、証明書の証明日は、算定資料提出日より3ヶ月以内のものを有効とし、証明する期間は証明日から過去1年間とする。

- ア 1級土木施工管理技士
- イ 1級建設機械施工技士
- ウ 技術士（以下の技術部門／選択科目のもの）

技術部門	選択科目
建設	特になし
農業	農業土木
森林	森林土木
総合技術監理	建設
	農業－農業土木
	森林－森林土木

6－2

- ア 2級土木施工管理技士
- イ 2級建設機械施工技士